

○白浜町水道料金審議会傍聴人規則

平成31年 1月22日  
水道料金審議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、白浜町水道料金審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴人に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券)

第2条 会長は、必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる。この場合、傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

2 前項の傍聴券は、会議の当日先着順により交付する。

(傍聴券の返還)

第3条 前条の規定により、傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の数の制限)

第4条 会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

(1) 凶器又は危険のおそれのある器物を携帯している者

(2) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者

(3) ラジオ、無線機、写真機、録音機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者は除く。

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。

(3) 帽子、襟巻等を着用しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 鉢巻き、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は旗類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(6) その他会議室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映写等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議室において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(命令による退場)

第9条 傍聴人が、この規定に違反し、又は会議室の秩序を乱すおそれがあるときは、会長は、退場を命ずることができる。

2 退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることができない。

(退場)

第 10 条 秘密会を開く議決があつたときは、傍聴人は、直ちに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。